

「令和5年度 電気・ガス価格激変緩和対策事業」による ガス料金の軽減措置について

令和5年12月28日

栄ガス消費生活協同組合（以下、当組合といいます。）は、これまで政府の定めた支援単価に従って令和5年2月～令和6年1月検針分のガス料金の値引きを行ってきました。令和5年12月21日付けで、「令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業※¹といいます。）」に採択されたことを受け、**令和6年2月検針分以降も引き続き値引きを実施することといたしました。**

また、当組合のガス小売供給約款等※²を、「令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業に係るその他の供給条件」を適用いたします。

なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや当組合へのご連絡は不要です。また、ガス料金等のお問合せにつきましては、当組合へご連絡ください。

1. 本事業による値引き概要

・対象のお客さま

当組合とガスをご契約されているお客さま※³

・適用期間及び値引き単価

令和6年2月検針分～令和6年5月検針分の値引き単価：15円/m³

令和6年6月検針分の値引き単価：7.5円/m³

<参考>

標準的なご家庭（月間使用量51m³）では、毎月765円（税込）（6月検針分は382.5円（税込））の値引きとなります。

※1：本事業の概要は【経済産業省資源エネルギー庁】の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

※2：ガス小売供給約款などすべての供給条件

※3：都市ガスの年間契約量が1,000万m³以上のお客さまおよび発電事業者は対象外となります。

2. 本事業に関するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305

受付時間：全日9時から17時まで（年末年始を除く）

<お問い合わせ先>

栄ガス消費生活協同組合

業務課

TEL：0256-45-2049